

各市町村が実施する補助制度

1. 耐震診断

①戸建住宅 ②併用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する建物向け

令和6年4月現在

No	市町名	問合せ先 (HP等へリンク)	対象用途					補助対象	補助の区分 と補助率等			補助率	備考
			①	②	③	④	⑤		簡易 診断	本 診断	補助限度額		
1	さいたま市	建築総務課 企画係 048-829-1539	○	○				S56.5.31以前着工の戸建住宅への耐震診断費		○	6.6万円/戸	100%	
			○	○				S56.5.31以前着工の2階建以下木造在来工法の戸建住宅への耐震診断員派遣		○	無料	-	
					○	○		S56.5.31以前着工の共同住宅		○	簡易診断：20万円/棟 本診断：5万円×戸数(戸数上限は木造のみ) 国庫補助の㎡単価以内	2/3	
							○	S56.5.31以前着工の耐震改修促進法第14条第1号の用途で1000㎡以上(幼稚園・保育園は500㎡以上)の建築物(共同住宅を除く)		○	300万円/棟 国庫補助の㎡単価以内	2/3	
							○	S56.5.31以前着工の耐震改修促進法第14条第1号の用途で1000㎡(幼稚園・保育園は500㎡)未満の建築物(共同住宅を除く)		○	120万円/棟 国庫補助の㎡単価以内	2/3	
			○	○	○	○	○	耐震診断義務化建築物(沿道建築物)		○	国庫補助の㎡単価以内	100%	
2	川越市	建築指導課 建築指導担当 049-224-5974	○	○				S56.5.31以前着工の木造2階建以下戸建住宅等		○	6万円/棟	2/3	
						○		S56.5.31以前に着工された分譲マンション(3階1000㎡以上耐火・準耐火)		○	100万円/棟	2/3	
							○	S56.5.31以前に着工された耐震改修促進法第14条第1号に規定する特定既存耐震不適格建築物		○	100万円/棟	2/3	
3	熊谷市	建築審査課 0493-39-4809	○	○				S56.5.31以前に着工された木造在来軸組構法、伝統的構法、又は枠組壁工法による2階建て以下の住宅又は併用住宅		○	5万円/戸	1/2	
					○	○	○	S56.5.31以前に着工された緊急輸送道路閉塞建築物		○	100万円/棟	2/3	
					○	○	○	S56.5.31以前に着工された埼玉県が定める重点23路線に接する緊急輸送道路閉塞建築物のうち、3階以上の非木造建築物又は床面積500㎡以上の工場・倉庫		○	300万円/棟	2/3	
4	川口市	建築安全課 指導係 048-242-6344	○	○				S56.5.31以前に着工された戸建住宅		○	6.5万円/戸	2/3	
					○			S56.5.31以前に着工された共同住宅及び長屋		○		2/3	
						○		S56.5.31以前に着工された分譲マンション		○	5万円×戸数 かつ150万円/棟	2/3	
						○		S56.5.31以前に着工された賃貸マンション		○		2/3	
						○		S56.5.31以前着工の耐震改修促進法第14条第1号に規定する特定既存耐震不適格建築物		○	150万円/棟	2/3	
						○		埼玉県が定める重点23路線以外の緊急輸送道路に接する緊急輸送道路閉塞建築物のうちS56.5.31以前に着工された多数の者が利用する建築物であり、建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1号に掲げる建築物		○	300万円/棟	2/3	
			○		埼玉県が定める重点23路線に接する緊急輸送道路閉塞建築物のうちS56.5.31以前に着工された木造以外の建築物で3以上の階数を有し、又は工場、倉庫の用途に供するもので床面積の合計が500㎡以上の建築物		○	国庫補助の㎡単価以内	5/6				

各市町村が実施する補助制度

1. 耐震診断

①戸建住宅 ②併用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する建物向け

令和6年4月現在

No	市町名	問合せ先 (HP等へリンク)	対象用途					補助対象	補助の区分 と補助率等			補助率	備考
			①	②	③	④	⑤		簡易 診断	本 診断	補助限度額		
5	行田市	<u>建築開発課 建築指導担当 048-550-1551</u>	○					市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建ての住宅又は兼用住宅（住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）で地階を除く階数が2以下のもの		○	5万円/戸	1/2	
6	秩父市	<u>建築住宅課 建築指導担当 0494-26-6869</u>	○	○				S56年5月31日以前に建てられた木造在来工法、2階建て以下の戸建住宅又は併用住宅		○	5万円/戸	100%	
7	所沢市	<u>建築指導課 指導グループ 04-2998-9180</u>	○	○				市内に存するS56.5.31以前に着工された戸建て住宅又は兼用住宅		○	5万円/戸	2/3	
					○			市内に存するS56.5.31以前に着工された木造の長屋又は共同住宅		○	2万円×戸数 かつ20万円/棟	2/3	
					○	○		市内に存するS56.5.31以前に着工された木造以外の長屋又は共同住宅		○	5万円×戸数 かつ100万円/棟	2/3	
							○	S56.5.31以前に着工された耐震改修促進法第14条第1号に規定する特定既存耐震不適格建築物（共同住宅を除く）		○	100万円/棟	2/3	
							○	S56.5.31以前に着工された耐震改修促進法第14条第1号及び第3号に規定する通行障害建築物（共同住宅を除く）		○	200万円/棟	2/3	
							○	S56.5.31以前に着工された耐震改修促進法第14条第3号に該当する建築物のうち、重点23路線沿道にあるもので、第14条第1号に掲げるもの及び木造以外で3階以上のもの又は工場若しくは倉庫で床面積の合計が500㎡以上のもの		○	250万円/棟	5/6	
				○	○		市内に存するS56.6.1以降に着工された共同住宅の構造計算再チェック		○	15万円/棟	1/2		
8	飯能市	<u>建築課 建築指導担当 042-973-2170</u>	○	○	○			S56.5.31以前に着工した、木造2階建て以下の戸建て住宅、併用住宅又は長屋住宅（500㎡以内のものに限る）		○	5万円/棟	2/3	
9	加須市	<u>建築開発課 建築指導担当 0480-62-1111</u>	○	○				市内業者等が診断を行う、市内に存するS56.5.31以前に着工した、木造2階建て以下の戸建住宅又は兼用住宅		○	2.5万円/戸	1/2	
10	本庄市	<u>建築開発課 建築指導係 0495-25-1111</u>	○	○				居住者本人又はその2親等以内の親族が所有し、市内に存するS56.5.31以前に着工した、木造2階建て以下の戸建住宅又は併用住宅（1/2以上が居住用）		○	5万円/戸	1/2	

各市町村が実施する補助制度

1. 耐震診断

①戸建住宅 ②併用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する建物向け

令和6年4月現在

No	市町名	問合せ先 (HP等へリンク)	対象用途					補助対象	補助の区分と補助率等			補助率	備考
			①	②	③	④	⑤		簡易 診断	本 診断	補助限度額		
11	東松山市	住宅建築課 0493-23-2221	○	○				市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建ての住宅で地階を除く階数が2以下のもの		○	5万円/戸	1/2	
12	春日部市	建築課 建築安全担当 048-736-1111	○	○				S56.5.31以前に建築確認を受けて建築された住宅(一戸建て住宅、兼用住宅)		○	5万円/戸 (高齢者上乘せ+5万円/戸)	2/3	
								S56.5.31以前に建築確認を受けて建築された戸建て空家		○	5万円/戸		
					○			S56.5.31以前に建築確認を受けて建築された住宅(長屋)		○	5万円×戸数 かつ100万円/棟	2/3	
						○		S56.5.31以前に建築確認を受けて建築された分譲マンション		○	5万円×戸数 かつ100万円/棟	2/3	
							○	S56.5.31以前に建築確認を受けて建築された地区集会施設等		○	5万円/棟	2/3	
					○	耐震化促進建築物(S56.5.31以前着工の耐震改修促進法第14条第3号に規定する建築物で埼玉県建築物耐震改修等補助事業制度要綱に規定する重点23路線に接する建築物でかつ3以上の階数を有する木造以外)		○	300万円/棟	2/3			
13	狭山市	建築審査課 建築総務担当 04-2953-1111 (内2177)	○	○				H12.5.31以前に建築された木造2階建て以下の戸建住宅又は兼用住宅		○	5万円/戸	2/3	
						○		S56.5.31以前に建築された分譲マンションで、区分所有者の集会において耐震診断の実施の決議がなされているもの		○	本診断：100万円/棟 予備診断：10万円/棟	2/3 1/2	
							○	S56.5.31以前に着工された耐震改修促進法第14条第1号に規定する特定既存耐震不適格建築物		○	100万円/棟	2/3	
							○	S56.5.31以前に着工された耐震改修促進法第14条第3号に規定する特定既存耐震不適格建築物のうち、緊急輸送道路閉塞建築物		○	200万円/棟	2/3	
14	羽生市	まちづくり政策課 建築係 048-561-1121	○	○			S56.5.31以前に建築確認を受けて工事に着手した木造在来工法、2階建て以下の一戸建住宅又は併用住宅		○	5万円/戸	1/2		
15	鴻巣市	建築住宅課 建築審査担当 048-541-1321	○	○			S56.5.31以前に建築された2階建て以下の木造戸建住宅又は併用住宅(居住部分の床面積が2分の1以上のもの)で在来軸組工法又は枠組壁工法のもの		○	5万円/戸	1/2		

各市町村が実施する補助制度

1. 耐震診断

①戸建住宅 ②併用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する建物向け

令和6年4月現在

No	市町名	問合せ先 (HP等へリンク)	対象用途					補助対象	補助の区分 と補助率等			補助率	備考
			①	②	③	④	⑤		簡易 診断	本 診断	補助限度額		
16	深谷市	建築住宅課 建築指導係 048-574-6655	○	○	○			S56.5.31以前に着工された2階建て以下の木造戸建住宅（長屋、共同住宅含む）又は併用住宅で在来軸組工法又は枠組壁工法のもの		○	5万円/戸	1/2	
17	上尾市	建築安全課 048-775-8490	○	○				S56.5.31以前に着工された木造在来工法又は枠組壁構法で、2階建て以下の一戸建て住宅又は兼用住宅		○	10万円/戸	100%	
							○	S56.5.31以前に着工された耐震改修促進法第14条第3号に規定する通行障害建築物		○	300万円/棟	2/3	
							○	S56.5.31以前に建築確認を受けて着工した分譲マンションで、居住の用に供する部分の床面積の合計が延べ床面積の3分の2以上のもの		○	5万円×戸数 かつ100万円/棟	2/3	
18	草加市	建築安全課 建築指導係 048-922-1958	○	○	○			H12.5.31以前に建築確認を受けて工事に着手した木造在来工法、2階建て以下の一戸建住宅、併用住宅又は長屋		○	5万円/戸	1/2	
						○		S56.5.31以前に建築確認を受けて工事に着手した分譲マンション	○	○	5万円/戸かつ100万円/棟 (簡易診断：10万円/棟)	1/2	
			○	○	○	○	○	S56.5.31以前に建築確認を受けて工事に着手した緊急輸送道路閉塞建築物		○	300万円/棟	2/3	
19	越谷市	建築住宅課 048-963-9235	○					H12.5.31以前に建築された木造在来工法、2階建て以下の一戸建住宅で、市の実施する簡易耐震診断の総合評価が1.0未満のもの		○	7万円/戸	2/3	
							○	S56.5.31以前に建築された3階以上かつ1,000㎡以上の分譲マンション	○	○	予備診断：10万円、 本診断：5万円×戸数 かつ100万円（予備診断を行った場合は90万円）	2/3	
			○	○	○	○	○	埼玉県が定める緊急輸送道路に接する緊急輸送道路閉塞建築物のうちS56.5.31以前に着工された、建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第3号に掲げる建築物		○	300万円/棟	2/3	
20	蕨市	建築課 建築開発指導係 048-433-7715	○	○				S56.5.31以前に建築確認を受けて着工した一戸建て住宅		○	5万円/戸	2/3	
					○			S56.5.31以前に建築確認を受けて着工した木造の共同住宅、寄宿舍、下宿及び長屋		○	2万円/戸数 かつ10万円/棟	2/3	
						○		S56.5.31以前に建築確認を受けて着工した木造以外の共同住宅、寄宿舍、下宿及び長屋		○	5万円/戸数 かつ100万円/棟	2/3	
21	戸田市	建築住宅課 建築・開発指導担当 048-441-1800	○	○				S56以前に着工された一戸建て住宅、併用住宅		○	10万円/戸	100%	
					○			S56以前に着工された木造共同住宅		○	10万円/棟	100%	
						○		S56以前に着工された木造以外の共同住宅		○	2万円×戸数 かつ100万円/棟	1/2	

各市町村が実施する補助制度

1. 耐震診断

①戸建住宅 ②併用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する建物向け

令和6年4月現在

No	市町名	問合せ先 (HP等へリンク)	対象用途					補助対象	補助の区分 と補助率等			補助率	備考
			①	②	③	④	⑤		簡易 診断	本 診断	補助限度額		
22	入間市	開発建築課 建築審査担当 04-2964-1111 (内3325)	○	○				S56. 5. 31以前に着工した、木造2階建て以下の戸建て住宅または兼用住宅		○	5万円/戸	1/2	
23	朝霞市	開発建築課 住宅政策係 048-423-3854	○	○				建築確認を取得し、S56. 5. 31以前に着工された戸建住宅		○	5万円/戸	1/2	
								建築確認を取得し、S56. 5. 31以前に着工されたもの		○	10万円/戸 (高齢者又は障害者)	100%	
					○	○		建築確認を取得し、S56. 5. 31以前に着工されたもの		○	2万円×戸数 かつ100万円/棟	1/2	
						○	建築確認を取得し、S56. 5. 31以前に着工された住宅以外		○	5万円/棟	1/2		
24	志木市	建築開発課 住宅グループ 048-456-5372	○	○				建築確認を取得し、S56. 5. 31以前に着工した戸建住宅		○	10万円/戸	100%	
						○		建築確認を取得し、S56. 5. 31以前に着工されたもの(分譲のみ)		○	5万円×戸数 かつ100~700万円	2/3	戸数に応じて 上限額が異なる
25	和光市	建築課 審査住宅担当 048-464-1111 (内2211)	○	○				建築確認を取得し、市内に存するS56. 5. 31以前に着工した戸建住宅(併用住宅含む)		○	10万円/戸	100%	
						○		建築確認を取得し、市内に存するS56. 5. 31以前に着工した分譲マンション		○	(一般) 2万円×戸数 かつ100万円/棟	2/3	
26	新座市	建築審査課 住宅係 048-477-4519	○	○				建築確認を取得し、市内に存するS56. 5. 31以前に着工した戸建住宅(併用住宅含む)		○	5万円/戸	2/3	
								建築確認を取得し、市内に存するS56. 5. 31以前に着工した戸建住宅(併用住宅含む)		○	10万円/戸 (高齢者等)	100%	
					○	○		建築確認を取得し、S56. 5. 31以前に着工された分譲マンション		○	5万円×戸数 かつ150万円/棟	2/3	
27	桶川市	建築課 建築指導係 048-786-3211	○	○				S56. 5. 31以前に着工された、在来軸組構法又は桝組壁工法による、木造2階建て以下の戸建て住宅又は兼用住宅		○	5万円/戸	1/2	
28	久喜市	建築審査課 企画指導係 0480-22-1111	○	○				H12. 5. 31以前の建築確認に基づき建築された自己用木造住宅(2階建て以下の在来軸組工法又は桝組壁工法による戸建て住宅又は併用住宅)で市の簡易耐震診断を受けその評点が1.0未満であるもの		○	5万円/戸	1/2	
						○		S56. 5. 31以前に建築確認を受けて着工した分譲マンション(3階1000㎡以上耐火・準耐火)		○	5万円×戸数 かつ100万円/棟	1/2	

各市町村が実施する補助制度

1. 耐震診断

①戸建住宅 ②併用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する建物向け

令和6年4月現在

No	市町名	問合せ先 (HP等へリンク)	対象用途					補助対象	補助の区分と補助率等			補助率	備考
			①	②	③	④	⑤		簡易 診断	本 診断	補助限度額		
29	北本市	都市計画政策課 建築指導担当 048-594-5550	○	○				S56.5.31以前に建築確認を受けて着工された在来軸組構法又は枠組壁構法による木造2階建て以下の戸建て住宅又は兼用住宅における耐震診断		○	5万円/戸	1/2	
30	八潮市	開発建築課 建築指導係 048-996-3596	○	○				S56.5.31以前に建築確認を受けて着工された木造在来工法、2階建て以下の戸建て住宅又は併用住宅		○	5万円/戸	1/2	
31	富士見市	建築指導課 建築指導・住宅グループ 049-252-7127	○	○				S56.5.31以前に建築確認を受けて着工した戸建住宅（S56.6.1以後増築部除く）		○	7万円/戸	2/3	
					○	○			S56.5.31以前に建築確認を受けて着工した分譲マンション（ " ）		○	3万円×戸数 かつ150万円/棟	2/3
32	三郷市	開発指導課 建築指導係 048-930-7743	○	○				S56.5.31以前に建築された木造2階建て以下の戸建て住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供されるもの）		○	10万円/戸	100%	
						○			S56.5.31以前に建築された分譲マンション（3階1000㎡以上）		○	10万円×戸数 かつ300万円/棟	2/3
33	蓮田市	建築指導課 建築指導・空き家対策担当 048-765-1720	○	○				2階建て以下の木造戸建て住宅若しくは併用住宅で、S56.5.31以前の旧耐震基準で建築されたもの		○	5万円/戸	1/2	
34	坂戸市	住宅政策課 建築指導係 049-283-1331	○	○				S56.5.31以前に着工された地階を除く階数が2以下の木造の戸建ての住宅（併用住宅含む）		○	13万円/戸	100%	
35	幸手市	建築指導課 建築指導担当 0480-43-1111	○	○				S56.5.31以前に建築確認を取得し建築された木造戸建ての住宅又は併用住宅		○	5万円/戸	1/2	
36	鶴ヶ島市	都市計画課 開発建築担当 049-271-1111	○	○				S56.5.31以前に着工された、在来軸組構法又は枠組壁工法による、木造2階建て以下の戸建て住宅又は兼用住宅		○	5万円/戸	1/2	
37	日高市	都市計画課 建築指導・開発指導担当 042-989-2111	○	○				S56.5.31以前に着工された、木造2階建て以下の戸建て住宅または兼用住宅		○	5万円/戸	1/2	
38	吉川市	開発建築課 建築指導担当 048-982-9885	○	○				S56.5.31以前に建築された自己用木造住宅、2階建て以下の戸建て住宅又は併用住宅		○	6.5万円/戸	2/3	
39	ふじみ野市	建築課 建築指導係 049-220-2069	○					S56.5.31以前に着工された自己所有・自己居住の住宅の耐震診断費		○	5万円/戸	2/3	
					○	○					○		

各市町村が実施する補助制度

1. 耐震診断

①戸建住宅 ②併用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する建物向け

令和6年4月現在

No	市町名	問合せ先 (HP等へリンク)	対象用途					補助対象	補助の区分 と補助率等			補助率	備考
			①	②	③	④	⑤		簡易 診断	本 診断	補助限度額		
40	白岡市	建築課 建築担当 0480-92-1111	○	○				S56.5.31以前に着工された、地階を除く階数が2以下の一戸建て住宅又は併用住宅		○	5万円/戸（診断料10万円以下）、 8.2万円/戸（診断料10万円超）	100%	
41	伊奈町	都市計画課 都市計画係 048-721-2111	○	○				S56年以前に建築された自己所有・自己居住の木造一戸建て住宅（兼用住宅含む。）の耐震診断費用		○	5万円/戸	1/2	
42	三芳町	都市計画課 開発建築担当 049-258-0019	○	○				建築確認を取得してS56.5.31以前に着工された一戸建て住宅又は併用住宅		○	5万円/戸	1/2	
						○		建築確認を取得してS56.5.31以前に着工された共同住宅又は長屋住宅		○	2万円×戸数 かつ100万円/棟	1/2	
43	毛呂山町	まちづくり整備課 開発建築係 049-295-2112	○	○				対象建築物に居住する所有者本人又は所有者の2親等以内の親族町内に所在する地上2階建以下の在来軸組工法による木造建築物、S56.5.31以前に建築された一戸建ての専用住宅、または店舗併用住宅（1/2以上が居住用）		○	5万円/戸	1/2	
44	越生町	まちづくり整備課 まち企画担当 049-292-3121	○	○				S56.5.31以前に建築され、町内に存在する地上2階建以下の在来軸組工法による木造の戸建専用住宅又は併用住宅（2分の1以上が居住の用に供されるものに限る）		○	5万円/戸	1/2	
45	滑川町	産業振興課 農林商工担当 0493-56-6906	○	○				町内に存する地上2階建て以下の在来軸工法、又は枠組壁工法による木造住宅で、昭和56年5月31日以前に建築された住宅。耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満と診断された住宅で耐震改修工事を実施するもの。一戸建て住宅又は他の用途を兼ねるもので、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する一戸建ての住宅。町内に住宅を所有し、本町の住民基本台帳に記載されていること。住民税及び固定資産税を滞納していないこと。		○	10万円/戸	5%	
46	嵐山町	まちづくり整備課 都市計画担当 0493-62-0721	○	○				S56.5.31以前の建築確認に基づき、在来工法で建築した地上2階建以下の戸建住宅又は兼用住宅で、埼玉県実施の簡易耐震診断の結果、総合評価が1.0未満のもの		○	3.7万円/戸（町内業者施工） 3万円/戸（町外業者施工）	1/2	
47	小川町	都市政策課 開発建築担当 0493-72-1221	○	○				町内に所在する地上2階建以下の在来軸組工法による木造建築物でS56.5.31以前に建築された一戸建ての専用住宅、または店舗併用住宅（1/2以上が居住用）。		○	5万円/戸	1/2	
48	川島町	まち整備課 都市計画グループ 049-299-1763	○	○				町内に存するS56.5.31以前に着工された地上2階建て以下、在来軸組構法又は枠組壁工法により建築された木造の戸建住宅又は兼用住宅		○	5万円/戸	1/2	
49	吉見町	まち整備課 都市計画係 0493-63-5018	○	○				町内に所在するS56.5.31以前に着工された地上2階建て以下の木造の専用住宅又は併用住宅（1/2以上が居住用）		○	5万円/戸	2/3	
50	鳩山町												
51	ときがわ町	建設課 管理都市計画担当 0493-65-1521	○	○				町内に所在する地上2階建て以下の在来軸組工法による木造建築物でS56.5.31以前に建築された一戸建ての専用住宅、または店舗併用住宅（1/2以上が居住用）。		○	5万円/戸	1/2	

各市町村が実施する補助制度

1. 耐震診断

①戸建住宅 ②併用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する建物向け

令和6年4月現在

No	市町名	問合せ先 (HP等へリンク)	対象用途					補助対象	補助の区分と補助率等			補助率	備考
			①	②	③	④	⑤		簡易 診断	本 診断	補助限度額		
52	横瀬町	建設課 計画・管理グループ 0494-25-0117	○	○				町内にあるS56.5.31以前に着工された自己用の木造在来軸組構法又は枠組壁工法による2階建以下の戸建住宅又は併用住宅		○	5万円/戸	1/2	
53	皆野町												
54	長瀬町												
55	小鹿野町	建設課 土木建築担当 0494-75-5062	○	○				町内に存する住宅で昭和56年5月31日以前に着工されたもの、在来軸組構法又は枠組壁工法による一戸建ての住宅又は併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）で地階を除く階数が2以下のもの		○	5万円/戸	1/2	
56	東秩父村												
57	美里町	建設課 管理係 0495-76-5134	○	○				S56.5.31以前の建築確認に基づき建築された木造住宅で、2階建て以下の一戸建て住宅又は併用住宅		○	10万円/戸	1/2	
58	神川町												
59	上里町	まちづくり推進課 施設管理係 0495-71-6511	○	○				(1) 昭和56年5月31日以前に工事に着手された一戸建ての住宅又は併用住宅（店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）であること。ただし、昭和56年6月1日以後に増築又は改築されたものを除く。 (2) 地階を除く階数が2以下であること。 (3) 耐震診断の補助対象者本人又はその一親等内の親族が所有していること。		○	10万円/戸	2/3	
60	寄居町	都市計画課 都市計画班 048-581-2121	○	○				S56.5.31以前に建築された木造在来工法、2階建て以下の一戸建て住宅又は併用住宅		○	2.5万円/戸	1/2	
61	宮代町	まちづくり建設課 建築開発担当 0480-34-1111	○	○	○			① 旧耐震基準の木造2階建て以下の住宅（併用住宅、共同住宅を含む。）の診断		○	5万円/戸	1/2	
			○	○				② 高齢者又は障害者等が居住する住宅に対する①の診断		○	7万円/戸	3/4	
62	杉戸町	建築課 開発建築指導担当 0480-33-1111	○	○				要綱に定める木造在来工法、2階建て以下の一戸建て住宅又は併用住宅		○	5万円/戸	1/2	
63	松伏町	新市街地整備課 開発建築担当 048-991-1858	○					木造在来工法2階建て以下の戸建住宅で、S56.5.31以前の旧耐震基準により建築され、町が実施する簡易耐震診断の結果、総合評価が1.0未満のもの		○	5万円/戸	2/3	

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1106/shinsai/taishinhojyo.html>

耐震改修促進法第14条第1号に規定する特定建築物

体育館	幼稚園、保育所	小中学校、老人ホーム等	左記以外の学校、病院、劇場、店舗、事務所、賃貸共同住宅等
階数1以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ1,000㎡以上